

第2章 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めるものとする。

3 市民は、自らの住む地域に関心を持ち、相互に連携、協力し、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第4条は、協働のまちづくりを進めるための市民と市との役割分担という視点から、市民が、自主性、主体性をもって担う役割について定めています。

【解説】

■第1項

協働のまちづくりを推進していくために、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを意識して、協働のまちづくりに進んで参加、協力していく姿勢を役割としています。

■第2項

市民が、まちづくりにとって必要となる様々な情報に関心を持ち、協働のまちづくりに向けた活動に必要な情報を主体的に収集する姿勢を役割としています。

■第3項

市民が、まちづくりの担い手として、地域コミュニティの活性化と地域の様々な課題の解決に向けて主体的に行動し、住民自治を推進していく姿勢を役割としています。

第3章 市の役割

（行政運営）

第5条 市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、効果的かつ効率的な行財政運営に努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。

3 市は、社会状況に応じて市民等の意向、意見を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めなければならない。

4 市は、公平、公正な行財政運営を行い、市民等との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。

【条文の趣旨】

第5条は、協働のまちづくりを実現していく上での、市民等と市の役割分担という視点から、市の行財政運営や市民等ニーズの把握及び市民等との信頼関係構築等、市が担う役割について定めています。

【解説】

■第1項

市は、協働のまちづくりの推進とともに、市民等に対して質の高い公共サービスを提供するために、効果的で効率的な行財政運営の取り組みに努めることを役割としています。

■第2項

市民等と市との協働のまちづくりを推進するため、市は協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を策定し、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施することを役割としています。

※PDCAサイクル：計画、立案（Plan）、実施（Do）、検証、評価（Check）、改善、改革（Action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■第3項

市は、協働のまちづくりを推進していくために、社会状況の変化に応じて市民等の意向や意見を的確に把握し、それを協働のまちづくりの施策に反映していくことに努めることを役割としています。

■第4項

市は、市民等との信頼関係に基づく対等なパートナーシップを築くため、公平かつ公正な行財政運営に努め、協働のまちづくりの推進に努めることを役割

としています。

（職員意識と能力の向上）

第6条 市は、職員が協働のまちづくりの推進について認識を深め、市民等とともに積極的な取り組みを行うよう、職務能力の向上のため、職員の啓発及び研修を実施しなければならない。

2 職員は、協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携、協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成と資質の向上のための自己啓発に努めなければならない。

【条文の趣旨】

第6条は、市民等と市が協働のまちづくりを行うための、市が行う職員の育成や職員自らの自己啓発による意識改革と職務能力と資質の向上について定めています。

【解説】

■ 第1項

地方分権の進展に伴い、市民参加や協働のまちづくりを進めていくためには、市職員の職務能力の向上や資質の向上が求められます。そのため、市は、研修等を通して市職員の育成や意識改革を図っていくこととしています。

■ 第2項

市職員は協働のまちづくりを推進するため、地域社会の一員として地域活動に積極的に参加するとともに、地域活動や市民活動に連携、協力することができる意識の醸成と資質の向上を図るため、自己啓発に努めることとしています。

第4章 協働の推進

(情報の共有)

第7条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信、収集し、情報の共有を推進する。

2 市民等は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。

3 市は、市民等の協働のまちづくりへの参加が推進されるよう、市民等が求める情報を市民等に対し分かりやすく迅速に提供し、市民等と情報が共有されるよう努めなければならない。ただし、市民等との情報の共有に当たっては、個人情報を保護しなければならない。

【条文の趣旨】

第7条は、協働のまちづくりへの参加を推進するための重要な要素である情報の共有について定めています。

【解説】

■第1項

協働のまちづくりを進めていくためには、協働の対等なパートナーである市民等と市がお互いに情報を共有することが重要になります。このため、市民等と市が相互に、まちづくりに関する情報を主体的に発信、収集し情報の共有化を図ることを定めています。

■第2項

市民等が保有するまちづくりに関する情報を市民同士で共有することによって、まちづくりに参加する市民等の興味や関心、意欲の喚起を図り、協働のまちづくりを推進しようとするものです。

■第3項

市民等が自ら考え、行動することができるためには、正しい情報を得ることが欠かせません。まちづくりに参加したいという市民等の興味や関心、意欲を喚起し協働のまちづくりへの参加を推進するため、市が保有する情報をわかりやすく、迅速に市民等に提供することに努めることを定めています。なお、但し書きでは、市が保有する情報には、個人情報が含まれる場合があるため、個人の権利や利益が侵害されることがないように個人情報の保護に留意するものです。

(市の説明責任)

第8条 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民等にわかりやすく説明しなければならない。

2 市は、協働のまちづくりに関し市民等から提出される意見、提案等の把握に努めるとともに、市民等の意見及び提案等に対し、迅速かつ適切に答えなければならない。

【条文の趣旨】

第8条は、市民等に対する市の説明責任と応答責任について定めています。

【解説】

■第1項

市民等との協働を行うためには、市が行う施策について透明性の確保が前提となります。市は施策の立案、実施、評価の各段階において、実施する施策の内容やその効果について市民等の理解を得るため、わかりやすく説明する責任があります。施策の内容や必要性、効果について、市民等からの理解が得られるよう説明することについて定めています。

■第2項

市は、協働のまちづくりに関する市民等からの意見や提案等を十分に把握するとともに、市民等からの意見や提案、要望に対し、迅速かつ適切に回答する責任について定めています。

(市民参加の機会の確保)

第9条 市は、市民等の意見が協働のまちづくりに反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、市民意見を聴くための多様な市民参加の機会を設けなければならない。

【条文の趣旨】

第9条は、開かれた行財政運営を実現するために、市民意見を反映した協働のまちづくりと、市民参加の機会の確保を設けることについて定めています。

【解説】

■協働のまちづくりを進めるためには、市民意見を行財政運営に十分反映させるとともに、政策等の立案から実施、評価の過程への市民参加の機会を確保す

ることによって、市民等の協働のまちづくりへの参加を身近なものにすることを定めています。

（市民参加の対象）

第10条 市民等は、市民参加の対象となる次の各号に掲げる事項への参加に努めるものとする。

- （1）市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
- （2）市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- （3）義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く）の制定、改正又は廃止に関する事項
- （4）広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項
- （5）広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項

【条文の趣旨】

第10条は、市民等の協働のまちづくりへの参加の対象範囲について具体的に定めています。

【解説】

■第1号

ここで定める計画等とは、全市域を対象として、市の政策の基本方針や基本的な事項を定めるような総合的な計画をいい、構想、計画、方針、指針等、その名称は問いません。このような計画等は、市政全般にかかわる重要な計画であり、将来的に市民生活や市政運営に大きく影響することから、市民参加の対象としています。

■第2号

「市政に関する基本的な方針を定める条例」とは、市政全般についての基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例に定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通認識を持つことが必要であることから、参加の対象としています。

■第3号

「義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、広く市民等に適用される規制や制約を定めるものをいいます。このような条例には、市民等の理解又は協力が必要であることから参加の対象としています。

■第4号

「広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、1号から3号に掲げるもの以外で、市民等に労力や負担を求める等市民等の理解と協力が必要であることから、参加の対象としています。

■第5号

「広く市民等の公共の用に供される施設」とは、不特定多数の市民等が利用する、又は、多くの市民等が影響を受ける公共施設をいいます。これらの公共施設は、市民生活に密着しており、市民ニーズに応じたものであることが求められることから、施設の設置に関する計画等の策定や変更、廃止は、参加の対象としています。

(市民参加の方法)

第11条 市は、前条に規定する市民参加の対象となる事項について、次の各号に掲げる市民参加のいずれかの方法により広く市民等の意見を求めるものとする。

- (1) アンケート調査 市の計画、条例その他の施策（以下「政策等」という。）に対する市民等の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める方法
- (2) パブリックコメント 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続
- (3) ワークショップ 市民等が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法
- (4) 説明会 市民等に対し政策等の内容又は市の考え方を直接説明し、市民等から広く意見を求める方法
- (5) 審議会等 市の事務について調停、審査、又は調査を行うために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見を求める方法
- (6) 公聴会 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見を求める方法
- (7) その他市長が必要と認める方法

【条文の趣旨】

第11条は、市が、市民参加の対象となる事項に関し、市民参加によって意見を求めるために実施する「市民参加の方法」について具体的に定めています。

【解説】

■第1号

アンケート調査は、政策等の立案又は検証を行う際に実施し、市民等の意見や意識を把握するための方法です。実施に当たっては、調査対象や範囲を個別の政策等の内容に応じた設定を行うことができます。

■第2号

パブリックコメントは、市の基本的な政策等を決定する過程において、政策等の内容を案の段階で公表し、広く市民等から意見を求め、寄せられた意見等を考慮して意志決定を行うとともに、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

■第3号

ワークショップは、参加者が意見交換や共同作業を行ないながら、特定の課題に関してグループ内の意見交換を行い、その結果をもとに参加者全体の意見として合意形成を図るための体験、実践型の参加形式による方法です。

■第4号

説明会は、市民等に対して市の政策等の概要等を直接、市民等に説明し、質疑応答や意見交換により、市民等から広く様々な意見を聴取するための対話の場をいいます。

■第5号

本市において審議会等は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関のことをいいます。審議会等は、学識経験者等、専門的な知識や経験を有する者が話し合い合意形成を図っていくものです。審議会等では、公募による市民等を加え、市民等の意見を聴く機会を設けることによって、市民意見を反映した結論を導き出すことができます。

■第6号

公聴会は、市があらかじめ公表した政策等の案に対して、賛成と反対の意見が存在する場合において、利害の相反する関係者や学識経験者、市民等の意見を聴き、それらを所定の手続きによって記録、処理し、政策等の決定の際に参考にするものです。

■第7号

「その他市長が必要と認める方法」は、市民参加の方法として定めた、アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ、説明会、審議会等、公聴会以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、その方法を用いることができることを定めたものです。

(市民参加の公表)

第12条 市は、前条に規定する市民参加の方法により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。

【条文の趣旨】

第12条は、市民参加の方法を実施するとき（実施前又は実施後）に、市民等に対する情報提供（公表）を行うことについて定めています。

【解説】

市民参加の方法を実施する場合には、実施のやり方、政策等の目的、時期等を公表するとともに、実施後においては、どのような意見が提出され、その意見をどのように検討し、反映したか等、市民参加の方法を実施した結果を公表することが求められます。ここでは、市民参加の実施について、適切な方法によって公表することを定めています